

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
1	1	①	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。 ◆民生児童委員対象に制度の説明	・制度の周知の拡大 ・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ・ホームページや窓口での「しおり」の設置の効果について検証が必要。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆職員への制度の勉強会を実施	・相談時に必要な情報が提供できた。 ・勉強会によって職員の理解が深まった。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。 ◆民生児童委員対象に制度の説明	・制度の周知の拡大 ・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ・ホームページや窓口での「しおり」の設置の効果について検証が必要。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼した。 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明をした。	・相談時に必要な情報が提供できた。 ・様々な機会を捉えて制度の周知の機会を持つことと継続性が必要	健康長寿政策課(福祉保健所)
2	強1	①	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において相談に関する情報提供 ◆虐待ケースの障害児施設入所件数が増加していることから、中央児童相談所や要対協等関係機関との情報交換等を、福祉司を中心として密に行っていく。 ◆必要に応じ関係機関への訪問等を密に行う。	◆市町村や中央児童相談所等との連携 ◆中央児童相談所から詳細な情報をもらい、対応策等について協議する。 ◆障害相談業務への理解と協力を深めてもらう。	◆ホームページで相談に関する情報提供 ◆リーフレット作成・配布 ◆療育福祉センター相談部(障害児部門)での相談種別受付件数 養護相談 3件 非行相談 1件 障害相談 343件 育成相談 30件	◆身体障害者更生相談所業務について、市町村担当者との研修会を実施できた。担当者の困りごとなどを確認できた。 ◆中央児童相談所とケースについて事前に協議したり、ケース会参加、家庭訪問など協働し、ケース対応に努めた。	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において相談に関する情報提供 ◆虐待ケースの障害児施設入所件数が増加していることから、中央児童相談所や要対協等関係機関との情報交換等を、福祉司を中心として密に行っていく。 ◆必要に応じ関係機関への訪問等を密に行う。	◆市町村や中央児童相談所等との連携 ◆中央児童相談所から詳細な情報をもらい、対応策等について協議する。 ◆障害相談業務への理解と協力を深めてもらう。	◆ホームページで相談に関する情報提供 ◆リーフレット作成・配布 ◆療育福祉センター相談部(障害児部門)での相談種別受付件数 養護相談 1件 非行相談 1件 障害相談 129件 育成相談 25件	◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。	障害福祉課
3	1	①	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付先拡大 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ・制度、窓口等	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆センターへの相談件数 1,107件 (前年同期:1,029件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載(4月～) ◆テレビ、ラジオ、広報誌を活用した周知(6月～) ◆各種事業の広報用リーフレットの配布による周知(7月) 配布部数 4,120部 配布先:34市町村他30箇所 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(8月) 配布部数:22,500部 配布先:34市町村他427箇所 (新たに民生委員・児童委員、子ども食堂等に配布) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載(8月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの配布(8月) ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載(8月～) ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知(9月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)	◆相談件数は微増している。引き続き、ひとり親家庭に必要な情報が確実に届く方策の検討が必要である。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携した市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載(4月～) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(6月) (チラシ) 配布部数 4,910部 配布先:34市町村他30箇所 (カード) 配布部数 4,600部 配布先:34市町村他19箇所 ◆児童扶養手当現況届に係る通知の発出の際、別途、ひとり親家庭支援施策の周知を依頼。併せて、主に次の参考資料を送付(7月) ・ひとり親家庭等就業・自立センター案内チラシ ・各施策に係る相談先等を追記した受給者に対する案内文例 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月) 配布部数:22,500部 配布先:34市町村他438箇所 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載(7月) ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月) 配布部数 3,500部 配布先:34市町村他30箇所 ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載(7月～) ・センター移動相談、「福祉のしおり」 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)	◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。 ◆周知を強化しているが、相談件数の増加に結び付いておらず、ひとり親家庭に必要な情報が確実に届く方策の検討が必要。 ◆相談件数は減少している。その要因は、雇用情勢の改善による社会全体における求職ニーズの減少にあると考えられる。	児童家庭課

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室				
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証					
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆市町村や関係機関との連携した相談窓口の周知 ◆各種広報媒体(新聞やラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 各110,000部 (6/9、8/10、11/10、2/9の4回発行) HPでの情報発信	◆市町村においては、全戸配布(25市町村)町内会回覧(9市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができている。	◆市町村においては、全戸配布(25市町村)町内会回覧(9市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができている。	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 各110,000部 (6/8、8/10、11/10、2/9の4回発行) HPでの情報発信	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 各120,000部 (6/8、8/10発行) HPでの情報発信	県民生活・男女共同参画課				
				◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信 ◆民間の女性支援団体と協力した相談窓口の周知(相談窓口周知用カード・チラシ等の作成及び配布)	◆相談カードやチラシ等の掲示、設置に協力いただける店舗の更なる開拓。 ◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信 ・路線バス車内、バス待合所 へのポスター掲示 ・ラジオ対談 ・ラジオ原稿読み上げ ◆【民間の女性支援団体と協力した広報素材の作成、配布】 ・相談窓口周知カード 28,500枚 ・啓発カードを挿入したポケットティッシュ及びチラシの配布 ・民間企業や量販店等のトイレへのカード設置協力依頼	◆相談カードやチラシ等の掲示、設置に協力いただける店舗の更なる開拓。 ◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信 ◆民間の女性支援団体と協力した相談窓口の周知(相談窓口周知用カード・チラシ等の作成及び配布)	◆相談カードやチラシ等の掲示、設置に協力いただける店舗の更なる開拓。 ◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信	◆相談カードやチラシ等の掲示、設置に協力いただける店舗の更なる開拓。 ◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	実績なし	県民生活・男女共同参画課
				◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座、ソーレまつりを通じての広報啓発。	◆ソーレの周知について、若年層や男性の参加者、利用者の増加を図ること。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・ラジオ放送の実施(5/23、男女共同参画推進月間) ・メルマガの発信(4、5、6月) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(7月) ・推進月間講演会開催(6/11)	◆ホームページの見直し ◆関係機関と連携した広報活動の強化	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・ラジオ放送の実施(5/23、男女共同参画推進月間) ・メルマガの発信(4、5、6月) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(7月) ・推進月間講演会開催(6/11)	◆ホームページの見直し ◆関係機関と連携した広報活動の強化	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(月1回、年12回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(年4回) ・推進月間講演会開催(6/2)	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~9月、計7回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月発行) ・推進月間講演会開催(6/2) (男性参加40名、女性参加189名)	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(月1回、年12回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月発行) ・推進月間講演会開催(6/2) (男性参加40名、女性参加189名)	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~9月、計7回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月発行) ・推進月間講演会開催(6/2) (男性参加40名、女性参加189名)	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~9月、計7回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月発行) ・推進月間講演会開催(6/2) (男性参加40名、女性参加189名)	県民生活・男女共同参画課	
7	1 強化情報提供・相談体制	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員の活動について広報等により周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていただく	◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員活動の周知が不十分	各市町村において民生委員活動強化週間に合わせたバレードやチラシ配布等により委員活動のPRを行った。	◆県及び市町村等で周知はしているが、活動についての理解は十分でないところがある。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員活動への理解及び地域での浸透	各市町村において民生委員活動強化週間(5月12~18日)に合わせた清掃活動やリーフレット配布等により委員活動のPRを行った。		地域福祉政策課				
				◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士による法律相談を新たに始める。	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 1,107件 (前年同期:1,029件) ◆相談者へのアンケート実施(7月~) ◆法律相談件数 73件(弁護士:32件、司法書士:41件) (前年同期:28件)	◆相談者数は、ほぼ横ばいで、相談件数が増えない要因として、就業相談では、同様の就業支援機関が増えてきていることや現在の雇用失業情勢を背景にハローワークでも求職者数の減少等が起こっていることなどが考えられる。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆ハローワークへの出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者数は、ほぼ横ばいで、相談件数が増えない要因として、就業相談では、同様の就業支援機関が増えてきていることや現在の雇用失業情勢を背景にハローワークでも求職者数の減少等が起こっていることなどが考えられる。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆ハローワークへの出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談件数 29件(弁護士:15件・司法書士:14件) (前年同期:29件(弁護士:12件・司法書士:17件))	◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績をあげている。 ◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談件数 29件(弁護士:15件・司法書士:14件) (前年同期:29件(弁護士:12件・司法書士:17件))	◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績をあげている。 ◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談件数 29件(弁護士:15件・司法書士:14件) (前年同期:29件(弁護士:12件・司法書士:17件))	児童家庭課	
10	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士による法律相談を新たに始める。	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 1,107件 (前年同期:1,029件) ◆相談者へのアンケート実施(7月~) ◆法律相談件数 73件(弁護士:32件、司法書士:41件) (前年同期:28件)	◆相談者数は、ほぼ横ばいで、相談件数が増えない要因として、就業相談では、同様の就業支援機関が増えてきていることや現在の雇用失業情勢を背景にハローワークでも求職者数の減少等が起こっていることなどが考えられる。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆ハローワークへの出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談件数 29件(弁護士:15件・司法書士:14件) (前年同期:29件(弁護士:12件・司法書士:17件))	◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績をあげている。 ◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。	◆センターへの相談件数 358件 (前年同期:563件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談件数 29件(弁護士:15件・司法書士:14件) (前年同期:29件(弁護士:12件・司法書士:17件))	児童家庭課				

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
11	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 県福祉保健所における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ◆所内での事例検討の開催 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員との相談対応能力の向上 ◆職員間で制度についての勉強会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度活用が少ない町村担当者への理解促進 ・職員の相談能力向上 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 【安芸福祉保健所】 ・合格から、入学金納付までに時間がない場合、本課、町村等の迅速な対応で申請者の希望に応えることができた。 【中央東福祉保健所】 ・町を通じて間接的に制度周知の機会があった。 【中央西福祉保健所】 ・職員の相談能力向上と課内での相談体制が整った。 【須崎福祉保健所】 ・直接相談してくる場合と町村を通じて相談してくる場合がある。 【幡多福祉保健所】 ・生活保護担当等との情報共有により、ひとり親家庭の支援制度へのつなぎについて確認ができた。 ・町村が相談を受けた事例は県福祉保健所につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ◆所内職員への周知 ◆所内での事例検討の開催 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ◆制度についての所内勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け、支援制度の活用支援 ・市町村、関係機関と十分な連携を図り相談対応を行った。 ・生活保護担当等と制度の情報共有を行い、対象者への情報提供を依頼し、 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 【安芸福祉保健所】 ・申請件数が少ないため、町村担当者が不慣れで迅速な対応ができない例があった。 【中央東福祉保健所】 ・数年ぶりの貸付希望者であり、町と連携し適切な貸付につながった。また、本貸付事務等をおして、町及び当所職員の制度の理解を深める機会となった。引き続き、町村に対し事業の周知を図り、貸付を必要とする対象者が制度に繋がれるよう、町村との連携を充実する。 【中央西福祉保健所】 ・町村との情報共有や連携がスムーズにでき、自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金の利用につながっている。 【須崎福祉保健所】 ・町村を通じて相談してきており、町村、関係機関と連携を図り相談対応している。 【幡多福祉保健所】 ・当所職員間で情報共有ができた。 	健康長寿政策課(福祉保健所)	
12	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 教育関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆SC活用事業 ・スクールカウンセラー(以下、「SC等」という)の配置を拡充し、全公立学校(小、中、高、特支)へ配置する。 ・アウトリーチ型の配置を拡充し、6市の教育支援センターにSC等を配置する。 ◆SSW活用事業 ・スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という)の配置を拡充し、31市町村、県立学校15校に配置する。 ・特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置を継続する。 ◆心の教育センター教育相談事業 ・教育相談活動の実施 ・来所相談、出張教育相談 ・24時間電話相談、メール相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の確保が困難なため、SC、SSWの配置拡大が厳しい状況にある。 ・SC、SSWの専門性のさらなる向上を図る必要がある。 ・SC、SSWをより効果的に活用できるようにするために、SC、SSWと教職員との連携強化を図る必要がある。 ・心の教育センターのさらなる広報・啓発が必要 ・心理や福祉の専門性を活かした相談活動のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:194校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 6市 ・SCへの相談件数:109,653件 ・SC研修講座 6回実施 ・SSWの市町村・学校への配置 31市町村66人 県立学校15校(未配置市町村にはチーフSSW10名が対応) ・SSW支援対象児童生徒数:3,100人 ・来所相談、出張教育相談件数:延べ792件 ・24時間電話相談件数:396件 ・メール相談件数:49件(7月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSWの配置拡充が進み、相談対応体制が充実した。 ・SC、SSWを対象とした研修会の実施により、相談対応力の向上と連携強化が図られている。 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 6ブロック 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:192校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 8市 ・SC研修講座 年6回 ・SSWの市町村・学校への配置 33市町村 県立学校21校(未配置市町村にはチーフSSW10名が対応) ・SSW研修協議会 年1回 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 6ブロック ・来所相談、出張教育相談の延べ件数は微増792件(前年同期782件、対前年同期比101.3%) ・24時間電話相談は増加396件(前年同期352件、対前年同期比112.5%) ・メール相談は微減49件(前年同期53件、対前年同期比92.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ◆所内職員への周知 ◆所内での事例検討の開催 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ◆制度についての所内勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け、支援制度の活用支援 ・市町村、関係機関と十分な連携を図り相談対応を行った。 ・生活保護担当等と制度の情報共有を行い、対象者への情報提供を依頼し、 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSWの配置拡充が進み、相談対応体制が充実した。 ・SC、SSWを対象とした研修会の実施により、相談対応力の向上と連携強化が図られている。 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 6ブロックで実施 	人権教育課
13	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託契約 ◆町村社協との意見交換 ・生活困窮者自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、各自立相談支援機関の抱える課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆生活困窮者自立相談支援協議会全体開催 ◆生活困窮者自立相談支援協議会ブロック会開催(県内5ブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆委託契約は滞りなく実施された。 ◆町村社協との意見交換 ひきこもりや発達障害等の障害の疑いがある者などに対する支援が難しいとされており、支援員のスキルアップが必要。 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会全体開催 H30. 2. 6 参加者 86名 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催 ・安芸ブロック(H29. 10. 5) ・中央ブロック(H30. 2. 7) ・中央西ブロック(H29. 10. 27) ・須崎ブロック(H29. 8. 8) (H30. 2. 13) ・幡多ブロック(H30. 3. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託契約締結(16町村社協) ◆町村社協との意見交換 16町村社協 5/29~7/7(計8日間) ◆生活困窮者自立相談支援協議会全体開催 H30. 2. 6 参加者 86名 ◆生活困窮者自立相談支援協議会ブロック会開催 ・安芸ブロック(H29. 10. 5) ・中央ブロック(H30. 2. 7) ・中央西ブロック(H29. 10. 27) ・須崎ブロック(H29. 8. 8) (H30. 2. 13) ・幡多ブロック(H30. 3. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆委託契約は滞りなく実施された。 ◆町村社協との意見交換 ひきこもりや発達障害等の障害の疑いがある者などに対する支援が難しいとされており、支援員のスキルアップが必要。 ◆生活困窮者自立相談支援協議会全体開催 H30. 2. 6 参加者 86名 ◆生活困窮者自立相談支援協議会ブロック会開催 ・安芸ブロック(H29. 10. 5) ・中央ブロック(H30. 2. 7) ・中央西ブロック(H29. 10. 27) ・須崎ブロック(H29. 8. 8) (H30. 2. 13) ・幡多ブロック(H30. 3. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託契約 ◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかける。 ◆生活困窮者自立相談支援協議会全体開催 H30. 8. 8 参加者 72名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆委託契約は滞りなく締結された。 ◆町村社協へのヒアリング 就労・家計に関する相談は一定あるものの、プランの作成が少ない状況であり、さらなる支援員のノウハウ習得、スキル向上を図る必要がある。 ◆市へのヒアリング 市によって任意事業に対する取り組み意識に差があるため、ブロック会等にて任意事業への理解を促し、実施に向けさらに働きかける。 	福祉指導課		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
14	① 強化情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センター障害相談部門の実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。 地域へ出向き、保育園や学校等と連携。	◆まずは相談部内でケースアセスメントを行い、福祉司と心理士が役割分担して業務を行う。そのための各職種専門性の育成が必要。 地域へ出向くことで、相談部の業務の専門性を理解してもらう。	◆市町村職員研修会 4月17日 安芸福祉保健所 8名 4月21日 幡多児童相談所 8名 4月24日 中央東福祉保健所 13名 4月25日 須崎総合保健センター 19名 ◆フォローアップ相談 5月15日実施 3件 9月1日実施 3件 ◆巡回相談 9月7日実施 1件	◆フォローアップ相談、巡回相談の日程を事前に決めていないので、保護者の都合に合わせて設定することができる。	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センター障害相談部門の実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。 地域へ出向き、保育園や学校等と連携。	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。またテーマを決めて研修会を行うことも検討。 ◆関係機関を訪問し、相談部の児童支援の専門性を理解してもらい、活用してもらえるようにしていく。	◆市町村職員研修会 5月7日 安芸福祉保健所 12名 4月27日 幡多児童相談所 8名 4月23日 中央東福祉保健所 11名 5月11日 須崎総合保健センター 24名 ◆フォローアップ相談 6月22日実施 2件 7月9日実施 1件 7月31日実施 2件 ◆巡回相談 4月16日実施 1件	◆フォローアップ相談、巡回相談の日程を事前に決めていないので、保護者の都合に合わせて設定することができる。	障害福祉課
15	① 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆一時保護所や自立支援施設の入所者の退所後の自立を促すため、就労に向けた支援を強化する。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間でのネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆消費生活センター等の各相談窓口で受付けた内容に応じ、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに繋いだ。 ◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間での情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間でのネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間での情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	県民生活・男女共同参画課
16	① 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会の実施や研修会への参加 ・ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/30、6/1) ・全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/21-22) ・四国ブロック母子父子自立支援員等研修会への参加(10/27)	◆全国的・広域的な研修会への参加については、概ね継続的に参加を求めているが、県主催の研修会は、市町村からの要望もないため1回にとどまっている。今後、職員の資質向上となる研修内容を検討していく。 ・母子父子自立支援員及びセンター職員を対象とした養育費相談業務に関する研修(養育費相談支援センターに依頼) ・市町村職員等を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金事務に関する研修(事例研修等)	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会 ・ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/30、6/4)	◆制度改正となった部分などを中心に説明し、担当者の理解が深まった。	児童家庭課
17	② 就業支援のための支援	① 就業の強化	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的に連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制の強化を進める ◆移動相談の拡充 ◆無料職業紹介事業	◆センターの広報の充実 ◆転職希望者が多く、条件に合う求人が見つからず転職につながりにくい。	◆今後の連携について検討するため、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室(8月)との協議を実施し、連絡会(10月)を開催 ◆新規求職者数:66人(前年同期:89人) ◆就職者数:38人(前年同期:68人) ◆移動相談:23回実施、相談者数14人(前年同期:21回、22人) ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数:781件(前年同期:845件)	◆就職者数が減少しており、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室と定期的に連絡会を行い、原因の分析、情報共有を行う。 ◆移動相談の相談者が少ないようなら、相談方法について検討していく必要がある。 ◆引き続き、ひとり親の雇用について理解のある受け入れ事業所を増やしていく。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆移動相談の拡充 ・移動相談の広報を市町村等に依頼(広報誌・チラシ配布) ・予約制の導入により、費用対効果の向上等を図ることを検討 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的支援が十分にできていない。 ◆スキル不足等のため、就職決定に至らない相談者へのコンサルティング等の専門的支援が十分にできていない。 ◆移動相談の相談者が少ないようなら、相談方法について検討していく必要がある。	◆今後の連携について検討するため、労働局及び高知家の女性しごと応援室と連絡会を実施(8月) ◆新規求職者数:25人(前年同期:46人) ◆就職決定者数:23人(前年同期:16人) ◆移動相談:15回実施、相談者数12人 ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数:284件(前年同期:303件)	◆連絡会においては、各機関から、連携の実施について肯定的な意見が出された。 特に高知家の女性しごと応援室との連携については、例えば、①応援室で求人先が決定した相談者に対する無料紹介状の発行をセンターが行うことや②センターに来所した相談者に対し応援室のキャリアコンサルティングによる適性検査等のサービスを案内することなど、連携を強化していくことが確認された。 物理的に同一の建物内に設置されているため連携が行いやすい環境にあることから、相互に補完し合う関係を強化していく。	児童家庭課
18	② 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆相談ブースの増設による相談体制の充実 ◆より安定的にきめ細かな支援を提供	◆求職者、企業ともに、応援室の認知度が低い	◆新規相談者数396人(累計1,503人) ・相談件数 1,363件(累計4,471件) ・就職者数 160人(累計507人)	◆労働局や経済団体、関係機関等と連携した効果的な周知が必要	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 235人(累計1,738人) 相談件数 726件(累計5,197件) 就職者数 70人(累計577人) ◆体制の強化(H29:7名→H30:10名) ◆子育て支援センター等の訪問:87回 ◆子育て女性再就職支援イベントの開催(7/21,22) ◆アンケート等による就職者へのアフターフォロー等の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	県民生活・男女共同参画課
19	② 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 臨時的任用職員等の雇用に関する情報提供	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村の拡大	◆県臨時的任用職員等の求人情報提供件数:583件(うち採用人数:1人) ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況:2市	◆県の臨時的任用職員等の求人情報提供件数、採用人数は概ね前年度と同じ。 ◆各市町村に対し、求人情報の提供について依頼を続けているが、提供市町村数の増加には至っていない。	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村の拡大	◆県臨時的任用職員等の求人情報提供件数:271件(うち採用人数:0人) ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況:1町(平成29年度以降2市1町)	◆県の臨時的任用職員等の求人情報提供件数、採用人数は概ね前年度と同じ。 ◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村を拡大するため、引き続き協力依頼を行う。	児童家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
20	2	就業支援の強化	① 就業のための支援 エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆ 町村社協との意見交換・就労支援事業の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆ 認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆ 認定就労訓練事業所を各地域に設けること。	◆ 町村社協との意見交換 16町村社協 5/29~7/7 (計8日間) ◆ 事業所の認定 1箇所を新規認定 計7事業所(県4+高知市3)	◆ 就労支援の対象となる者が少ないと のことであり、自立相談支援機関のアウトリーチ(訪問支援)に積極的に取り組んでいく。	◆ 町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆ 認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆ 認定就労訓練事業所を各地域に設けること。	◆ 町村社会へのヒアリング 16町村社協 5/11~6/18 (計8日間)	◆ 就労支援の対象となる者が少ないと のことであり、自立相談支援機関のみならず、地域の関係機関との連携したアウトリーチなどにより新たな対象者の把握や事業の利用動向に積極的に取り組むよう働きかける。	福祉指導課
21	2	就業支援の強化	① 就業のための支援 オ 自立支援プログラム策定による支援	◆ ハローワーク等の関係機関との連携、制度の周知によるプログラム策定数、就職者数の増加	◆ 支援要請者、就職決定者数が減少している。	◆ 支援要請者 1人 ◆ 就職者数 0人	◆ 就職者数だけでなく支援要請者数についても実績があがっていない。センターにおいて、ハローワークと連携して就業に至るまでの支援ができる制度であることを相談者へ説明するが、定期的にハローワークに通うことができないなどで希望されない。	◆ ハローワーク等の関係機関との連携、制度の周知を行うとともに、就業による自立が見込まれるひとり親に対しての働き掛けしていく。	◆ プログラム対象者のニーズの把握。	◆ 支援要請者 0人 ◆ 就職者数 0人	◆ 新規登録者25人のうち、プログラム対象者は9人で、無職者3人は就業あっせんを希望していないため集約することができなかった。在職者は早急な転職を希望していない場合が多いため、希望しないと考えられる。	児童家庭課
22	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援 ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆ 自立支援教育訓練給付金事業の拡充(雇用保険制度の一般訓練給付金との併用が可能) ◆ 高等職業訓練促進給付金事業の対象資格拡大(県独自で栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を追加) ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆ リーフレットの配布先拡大	◆ 各事業の認知度が低く、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。	◆ 自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数9人(市分9、町村分0) (前年同期:1人) ・申込者数3人(町村分) ◆ 高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数105人(市分94、町村分11) (前年同期:114人) ・資格取得者数20人 (前年同期:36人) ・正規雇用者数16人 (前年同期:27人) ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:33人(入学準備金27、就職準備金6) ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(市分0、町村分0) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:11人(高知市を除く) (前年同期:9人) ◆ 各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数 4,120部 配布先:34市町村他30箇所	◆ 自立支援教育訓練給付金事業(町村分)は、申込者3名について今後の給付が見込まれる。 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(町村分)は利用が無い。 ◆ 利用者数は100人程度でほぼ横ばいとなっており、制度拡充による増加が見込んでいたが目標値には届かなかった。ニーズに対する充足率の把握を行うことにより、今後の周知の必要度を測る等の取組の実施を検討していく。 ◆ 各事業の認知度向上、利用者数増加のため、広報用リーフレットに利用者の声を入れるなど、活用の充実を図る必要がある。 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度貸付人数は、対前年同期比122%で増加傾向(前年同期:9人)	◆ 自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆ 認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し	◆ 自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数5人(市分3、町村分2) ・申込者数5人(町村分) 昨年度からの継続含む ◆ 高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数88人(市分75、町村分13) ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:18人(入学準備金11、就職準備金6) ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(町村分) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:7人(高知市を除く) ◆ 給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数 3,500部 配布先:34市町村他30箇所	◆ 高等職業訓練促進給付金事業等については、H29から利用件数が伸びてきているが、看護師等の資格取得に対するニーズの高さを考慮すると、同給付金もなお潜在的なニーズを有するものと考えられる。そのため更なる利用促進を行う必要がある。 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度貸付人数は、対前年同期比87.5%で減少傾向(前年同期:8人)	児童家庭課	
23	2	就業支援の強化	得②へ資格や技能の取得 イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) 受講者:計9人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 受講者数は前年度(3人)に比べて増加 ◆ 更なる受講者数増加、内容の充実、回数拡充に向けて、利用者のニーズを把握していく必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) 受講者:計7人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 10人の枠(1回当たり5人)に対し7人の受講者がいることから、継続実施の必要性が認められる。 ◆ 他の講座についてもニーズの把握及び実施方法等の検討に努めていく。	児童家庭課
24	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援 イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	年間62コース 定員 930名 ・介護福祉士養成科 2コース ・短期訓練 IT系 37コース 経理系 4コース 介護系 11コース 医療系その他 8コース	介護系は、人手不足分野ではあるが、定員充足率が低調であり、中止が続いたことから、3コース減で取り組む。	実施結果 年間46コース 定員690名 ・介護福祉士養成科 2コース 入校者 14名 ・短期訓練の実施状況 IT系 30コース 入校者 377名 修了者 315名 経理系 3コース 入校者 36名 修了者 29名 介護系 5コース 入校者 48名 修了者 47名 医療系その他 8コース 入校者 98名 修了者 88名 ・母子優先枠の状況 母子枠設定 12コース(20名) 利用者 9名 うち 6名就職(就職率 66%)	介護系は定員の充足が見込めず、6コース中止となった。人手不足分野であるため、今後も継続してコース設定を行っていくが、定員充足に向けて、関連機関との連携など周知の工夫が必要である。 IT系についても、2コースは定員未充足のため中止となったが、定員を大幅に超える応募があるコースもあり、日程及び開催地域の検討が必要である。	介護系及びIT系で定員未充足による中止が続いているため、応募者増に向けた工夫が必要。	実施状況 ・短期訓練 IT系 15コース 入校者 201名 介護系 3コース 入校者 31名 医療系その他 5コース 入校者 59名 ・長期高度人材育成コース 4コース 6名(うち介護系2コース4名) ・母子優先枠の状況 利用者 1名	長期を含めた介護系は、2コース中止になっており、入校者も非常に少なくなっている。人材不足分野というだけでコースを増やすのではなく、求職者のニーズとも照らし合わせ、来年度の計画に反映する必要がある。 また、介護以外の長期高度人材育成コースについても入校者が少ないため、ニーズの調査が必要である。	雇用労働政策課	
25	2	就業支援の強化	③ 事業主への啓発の推進 ア 事業主への啓発	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ・新規企業開拓数 14社	◆ 企業の開拓は堅調に推移している半面、就職決定者数増につながっていない。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ・新規企業開拓数 2社	◆ 企業開拓は本計画に掲げる「事業主への啓発活動」も兼ねる取組と位置付けられるものであることから、引き続き実施していく必要がある。	児童家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
26	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成 ○ 児童扶養手当の支給回数が増	◆児童扶養手当の支給 ・受給者数(H29.3):8,026人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付人数:250人(高知市155、県95) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):15,488人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ・受給者数(H30.3):7,679人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付人数:147人(高知市75、県72) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):14,284人(児童含む)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付人数は、対前年同期比111%で増加傾向(前年同期:132人)	◆児童扶養手当の支給要件の見直し ・H30.8月分から全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ ◆受給者数(H30.3):7,679人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・H30.4月から修学資金と就学支度資金の対象に大学院を追加 ・貸付人数:272人(高知市176、県96) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):14,284人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(高知市を除く) ・貸付人数:58人(新規32、継続26) ◆ひとり親家庭医療費助成事業	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付人数は、対前年同期比116%で増加傾向(前年同期:50人)	児童家庭課
27	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆経済的支援が必要なひとり親家庭等に対する支援	県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施した。	◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の保証人や支払時期等の条件に合わない場合には、生活福祉資金貸付事業で対応する場合もある	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供で対応する場合もある	◆制度の周知	県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施した。		地域福祉政策課
28	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施 ○ 私立学校等授業料の減免	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業 ○ 高校生等奨学給付金事業 ○ 小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(国庫補助金実証事業) ○ 私立学校授業料減免補助事業(減免制度を実施する学校に補助)	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	(アウトプット) ○ 私立高等学校等就学支援金事業 支援実績:771,410千円(対象者数4,305人) ○ 高校生等奨学給付金事業 支援実績:59,288千円(対象者数650人) ○ 私立中学校等修学支援実証事業 支援実績:41,426千円(対象者数437人) ○ 私立学校授業料減免補助事業 ・全ての小中高等学校において、減免制度を実施 支援実績:102,798千円(対象者数1,420人) (アウトカム) 厳しい経済状況の家庭の教育費の負担軽減となったことにより、学校の選択肢が広がることにつながった。	・各事業ともに、対象となる全ての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。 ・私立中学校等修学支援実証事業は国の予算不足から申請者全てが認定されることならなかった。平成30年度はさらに要件が厳しくなることが想定される。	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○ 高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○ 私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○ 私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援) ※減免制度を実施する学校に補助	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	○ 私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額181,827千円(1-四半期分)510,934千円(2-四半期分) ○ 高校生等奨学給付金事業 第1回提出分の申請書を受理 10月末支払予定(1回目) ○ 私立中学校等修学支援実証事業 9月28日申請書提出期限 ○ 私立学校授業料減免補助事業 ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている	私立学・大学支援課	
29	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金事業 ・高知県高校生等奨学給付金事業 ・高知県高等学校等奨学資金貸付事業	・制度について、対象者への周知徹底を図る必要がある。	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学資金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	◆要件を満たす希望者全員への支給・貸与 ・機会ある毎にリーフレットを配布するなど制度の周知徹底を行う。	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある。	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高等学校等奨学資金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課
30	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助		特別支援教育課
31	3 経済的支援の充実	交② 流養への費の確保及び面会	ア 広報・啓発活動の実施	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆テレビ、ラジオを活用した広報を実施(6月～) ◆センターのチラシの作成、配布(8月) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(8月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)	◆法律相談の件数は前年同期よりも増加(28件→73件)しており、一定の成果が見られる。	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆センターのチラシの作成、配布(6月) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)	法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績をあげている。	児童家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
32	3 経済的支援の充実	交② 流養への支援の確保及び面会	イ 法律相談の充実	◆より専門的な相談対応のための体制充実 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、これまでの司法書士の相談(月2回)に加え、弁護士による法律相談(月1回)を新たに始める。	◆法律相談の周知の強化	・アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		◆充実を図った専門的な相談体制の周知 ◆周知の相手方及び手法。	◆法律相談の実施 利用者数:29人 うち養育費に係る相談:9人 (弁護士:15人・司法書士:14人) (前年同期:29人 (弁護士:12人・司法書士:17人))	法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29年から安定して利用実績をあげている。	児童家庭課	
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○ 保育所等優先的利用の推進 ○ 保育サービス等の充実 ○ 保育料の軽減	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 15市町村142か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 25市町村91か所 ・病児保育 8市町村13か所	◆子ども子育て支援事業計画の中間年にあたるため、保護者のニーズや各事業計画の見直しへの助言を行う。また保護者ニーズに対応するための市町村の取組みに対し、適切な執行ができるよう、支援を行い、さらなる保育サービスの充実を図る。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 13市町村139か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市15か所 ・一時預かり 23市町村96か所 ・病児保育 9市町村15か所		◆延長保育は、昨年度実績により保護者ニーズが見込めない施設で1か所の減。 ・病児保育は、病後児保育と訪問型の事業が高知市で新たに開始された。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 17市町村144か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 28市町村98か所 ・病児保育 11市町村16か所	◆延長保育は、保護者のニーズは、ほぼ満たしている。少人数ではあるが、急な残業等、保育の時間延長が必要となる場合等の対応が課題となっている。 ・病児保育については、中部・東部では事業を実施しているが、幅多地域では未実施	◆延長保育、一時預かり事業のニーズはほぼ満たしている。少人数ではあるが、急な残業等、保育の時間延長が必要となる場合等の対応が必要 ・病児保育事業の拡大には、医師・看護師等の担い手確保が難しい。	幼保支援課
34	4 日常生活支援の充実	充① 実保・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆H28事業実施市町村に対し、実施上の課題について電話にて聞き取り(8/25、8/28 8市町) ◆H30予算見積りもりに向けた、事業量調べ(34市町村) (8/29、各市町村へ依頼済)	◆委託先である児童養護施設等の空き不足のため、保護者の必要に応じた受け入れができていない。	高知県地域子育て支援拠点等運営事業費補助金及び地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の策定(8/25、決裁済) ◆H29実施(21市町村)		◆委託先である児童養護施設等の空き不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ◆市町村の近隣に児童養護施設等がなく、利用できない。	◆H29事業実施市町村に対し、ヒアリングにて事業実施にあたっての課題を聴取(5-8月)	◆21市町村にヒアリングを実施	◆委託先である児童養護施設等の空き不足のため、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ◆市町村の近隣に児童養護施設等がなく、利用できない。	児童家庭課
35	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用の推進	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 147(41) 児童クラブ 168(89) 計 315(130)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 8か所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤児童クラブの開設時間延長への支援 ⑥食育学習を行う子ども教室への助成 ⑦学び場人材バンク ⑧活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 13回 ・サポーター養成研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 ◆学校支援地域本部等事業 ①運営費補助 33市町村91本部174校 ※他、高知市が12本部13校 県立学校 4本部4校 ②食育学習を行う学校支援地域本部への助成 ③学び場人材バンク 地域本部で活動する人材の発掘等 ④活動内容の充実と人材育成 ⑤学校地域連携推進担当指導主事の配置 4名	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、地域と連携した活動の内容に差がある。 ・欠食状況がみられる子どもたちに対して、子ども教室や児童クラブで食育学習等の取組を推進する。 ・施設の安全対策の周知徹底。 ・H29の実施状況調査(毎年5月1日時点で厚生労働省が調査)の結果に基づき市町村の対応を確認し支援する。 ◆学校支援地域本部等事業 ・学校支援地域本部未実施校へのアプローチを重点強化し、設置促進の取組を強化していく必要がある。 ・市町村や学校によって、地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・民生委員・児童委員の学校支援地域本部への参加について、学校ごとの参加状況や見守りの取組状況を踏まえた伴走型の支援が必要である。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 147(41) 児童クラブ 168(88) 計 315(129)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 4市9か所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤児童クラブの開設時間延長への支援 ⑥食育学習を行う子ども教室への助成 ⑦学び場人材バンク ⑧活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 9回 ・発達障害児等支援研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 ◆学校支援地域本部等事業 ①運営費等補助 33市町村88本部161校9園 ※他、高知市が28本部28校 県立学校 4本部4校 ②食育学習を行う学校支援地域本部への助成 ③学び場人材バンク 地域本部で活動する人材の発掘等 ④活動内容の充実と人材育成 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ⑤学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の94.3%に放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や体験活動が行われている。 ・そのうち98.4%で学習支援活動が行われている。 ・支援員等を対象とした各種研修会等において、より理解が深まるようステップアップ形式での研修を取り入れたほか、参加者同士が事例を持ち寄り意見交換が図られるよう、研修内容を工夫したことにより、参加者数・満足度ともに前年度を上回るとともに、理解が深まり、資質向上につながった。 ◆学校支援地域本部等事業 ・全市町村で学校支援地域本部事業の取組が行われている。 ・モデル7校において学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」への取組が始まっている。 ・モデル校それぞれに高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・モデル校の取組のノウハウを掲載したモデル事例集を作成・配布し、次年度からの展開につなげた。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 148(41) 児童クラブ 175(94) 計 323(135)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市4か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 12回 ・発達障害児等支援研修 全6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 ◆学校支援地域本部等事業 ・全市町村で学校支援地域本部事業の取組が行われている。 ・モデル7校において学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」への取組が始まっている。 ・モデル校それぞれに高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・モデル校の取組のノウハウを掲載したモデル事例集を作成・配布し、次年度からの展開につなげた。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 148(41) 児童クラブ 175(94) 計 323(135)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市4か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 12回 ・発達障害児等支援研修 全6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 ◆学校支援地域本部等事業 ・学校支援地域本部のH30年度未設置校へのアプローチを強化し平成31年度新規設置校を開拓することが必要。 ・学校支援地域本部新規設置予定校の円滑な立ち上げと内容充実に向け、継続的に支援していくことが必要。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成が必要。 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の設定済市町村における推進校への学校と地域の協議の場の設置や見守り体制の構築に向けた個別支援が必要。 ・県内全域への高知県版の普及に向けた取組を進めることが必要。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ※小学校のみ、申請予定含む 子ども教室 147(41) 児童クラブ 174(92) 実施校率:95.8%(184/192) ②児童クラブ施設整備への助成 3市4か所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・支援員等研修 5回 ・発達障害児等支援研修 2回 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や従事者の人材育成の支援を行っていく。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の95%に放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されることを目標に市町村等の取組支援を行い、学習習慣の定着に向けた学習支援や体験活動が行われている。 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や従事者の人材育成の支援を行っていく。	生涯学習課

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場への支援の充実 (量の確保) ▶市町村訪問 ・現状把握 ・支援対象の明確化及び支援方針の整理 ▶子ども子育て支援交付金を活用した運営費補助 ▶高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ▶施設長研修 ▶子育て支援拠点支援員研修 ▶子育て支援センター現任者研修 ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用 ▶高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援	・地域に潜在化している人材の発掘→支援員研修の受講促進 ・優良事例などの紹介等を含め効果的な取り組み支援及び補助金活用の提案 ・取り組み状況や今後の方向性を踏まえ、センター職員の主体性を活かしたバックアップ体制	(量の確保) ▶設置状況 23市町村 1広域連合 48施設 ▶全市町村への訪問・聞き取り ▶拠点運営に対する補助 子ども子育て支援交付金活用 19市町村 安心子育て応援事業費補助金 4町村 1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ▶施設長研修 10/23市町村 20/47施設から41名が参加。 ▶子育て支援センター職員研修 延112名受講 ▶子育て支援拠点支援員研修 77名受講(うち修了者73名) ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用 16市町村1広域連合2団体 17サークル 1企業 新たに3市町で活用 ▶応援コーナーによる拠点支援出張相談:48か所(181回)	◆人材育成・確保 ・子育て支援センターの職員に保育士を配置している場合、異動により、継続的な支援体制の確保が困難になる場合がある。 ・認定者名簿の共有ができて、それだけでは採用がつかない場合がある。(子育て支援センターで認定者の実態の把握が難しい。) ・子育て支援員研修(基本研修)が年度前半のみの実施であることから、その後の専門研修(認定)につながらにくい。 ◆機能強化 ・子育て支援センターのさらなる機能強化を図るため、出産後の育児不安など早い段階から利用につなげるための取り組みが必要。 →子育て家庭への訪問や妊娠期からの支援など ・市町村によって、母子保健との連携体制には温度差がある	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場への支援の充実 (量の確保) ▶市町村訪問 ・現状把握 ・支援対象の明確化及び支援方針の整理 ▶子ども子育て支援交付金を活用した運営費補助 ▶高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ▶施設長研修 ▶子育て支援拠点支援員研修 ▶子育て支援現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ▶子育て支援センター現任者研修 ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用 ▶高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 (高知版ネウボラの推進) ▶ネウボラ推進会議(いの町 高知市) 各市町 年間4回	量的確保は各市町村において計画どおり進んでいるが、職員の継続的な確保が難しく、国の基準が年度途中で満たなくなる拠点もある。 子育て支援センターが子育て世代包括支援センターとともに地域の各関係機関と連携しながら子育て支援体制の核となり機能充実するためには、地域の実情に応じた具体的な連携体制のイメージをもった議論を重ねていく必要がある	(量の確保) ▶設置状況 24市町村 1広域連合 51施設 ▶全市町村への訪問・聞き取り ▶拠点運営に対する補助 子ども子育て支援交付金活用 19市町村 安心子育て応援事業費補助金 4町村 1広域連合 一各市町村において計画どおり進んでおり、高知市においては計画以上に設定が進んでいる。(計画の見直しが必要) (質の確保) ◆人材育成 ▶施設長研修 7/6→豪雨のため中止 ▶子育て支援センター職員研修 7/13・14→29名 12/7・8(予定) ▶子育て支援拠点支援員研修 [地域子育て支援拠点事業] 5/16→22名受講 9/15→34名受講(うち認定者53名) →県外先進地の実践者を講師に招き、課題に応じた実践的な取り組み事例等を交えた学習機会を得ることで、実際の現場に活かす事ができてきた ▶子育て支援拠点支援員研修 [利用者支援事業(基本型)] 9/15→1名受講(認定者1名) →子育てひろば全国連絡協議会が開催する認定研修(大阪府)を受講。 ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用(7月末) 14市町村1団体 19サークル →子育てサークルの活用事例が増えていく。 地域資源として、これらの取り組みを活かした支援体制の検討が必要 ▶応援コーナーによる拠点への支援(9月末現在) 出張相談:31か所(127件) (高知版ネウボラの推進) ▶ネウボラ推進会議 6/22→第1回いの町ネウボラ推進会議 8/22→第1回高知市ネウボラ推進会議	→天候により計画どおり実施できなかった研修については、再度実施を検討する必要がある →具体的な実践イメージがもてる研修は機能強化に向けて職員のモチベーションにも繋がるため有効。特に、高知版ネウボラを推進していくためには、関係機関や地域資源を活かした支援体制の展開イメージに繋がる研修を重ねていく必要がある →応援コーナーの取り組みが4年目を迎え、助産師の専門性を活かした現場支援として定着してきている。 →子育て支援に関わる関係機関がそれぞれの取り組みから見えてきた課題や事業分析結果を共有する機会となった。また、目指すべき姿に向かって連携のあり方やそれぞれの機能強化の必要性などを確認する機会となった	児童家庭課
37	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進	◆高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆依頼会員に比して提供会員が少ない	◆H29年度に2市で高知版センターが開設(南国市・安芸市) ◆首長訪問等による働きかけ:12市町 ◆子育て支援員研修の実施:19名修了	◆高知版ファミリー・サポート・センター設置を市町村へ働きかける ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けた効果的なセンターのPRと研修の実施	◆高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆委託先の確保が困難 ◆会員の確保が困難	◆新たなセンターの開設(香美市、いの町、須崎市(予定)) ◆高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金の活用(8市町村) ◆子育て支援員研修の実施(17名修了) ◆すこやか2018でのPR	制度の効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	県民生活・男女共同参画課

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
38	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子どもの居場所づくりへの支援	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の作成 ○開設準備講座の開催(3会場) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(3回程度) ○子どもの居場所利用促進研修会の開催 ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(再掲)	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の作成 ○開設準備講座の開催(6/25高知市、7/10安芸市、7/14四万十市、11/21香南市、11/24須崎市) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(7/19第1回、9/14第2回、12/4第3回、2/26第4回) ○民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー、養護教員等の会議・研修等での協力依頼(21回)	◆検討・立ち上げ段階への支援 ・ノウハウが不足している。 ・場所の確保が難しい。 ◆活動の継続・充実への支援 ・居場所を必要とする子どもや保護者をより多く子ども食堂につなげることが必要 ・ボランティアスタッフを集めることが難しい。 ・食材の確保に苦労している。	【3/31現在の実績】 ○子ども食堂の開催状況 10市8町・43団体52箇所 ○高知家子ども食堂登録制度 21団体25箇所 ○子ども食堂支援事業費補助金 18団体21箇所・3,020千円 ○寄附金 48件・3,882,325円	◆高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町は、9市3町にとどまっている。 ○新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ○居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(6/2高知市、6/13香南市、6/15四万十市) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(再掲) (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(2回) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座の開催(5回) ○ボランティアリストの提供 ○食材支援情報の提供	◆検討・立ち上げ段階への支援 ・継続開催の子ども食堂がある市町村は2町増えたが、9市5町にとどまっている。(四万十町、土佐町) ◆活動の継続・充実への支援 (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ・地域の保護者や学校関係者等への更なる子ども食堂の周知・啓発が必要 ・子ども食堂から利用者のニーズに合った支援機関へつなぐことが必要 (3)人材・食材の確保 ・ボランティア養成講座の受講者がまだボランティア登録につながっていない。 【9/30現在の実績】 ○子ども食堂の開催状況 10市9町・55団体64箇所 ○高知家子ども食堂登録制度 32団体37箇所 ○子ども食堂支援事業費補助金 23団体28箇所3,466,000円 ○寄附金 19件2,072,054円	児童家庭課	
39	実4 日常生活支援の充実	① 充実保育・子育て支援	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆各町村にて、子どもの学習支援事業への取り組み 【5市、11町村(うち夏休みのみ4町)】 ◆子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援への取り組み (奈半利町にて6月開始、毎月第2、第4土曜日開催予定)	◆来年度からの取組(学校をプラットフォームとする学習支援から地域をプラットフォームとする学習支援への移行)について、県教育委員会の理解と協力を得る必要がある。	◆子どもの学習支援事業を実施 ・5市10町村 ・10町村実績(県実施分) 参加者 475人(実人数) ◆奈半利町にて子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援を開始 参加者 47人(実人数)	◆各町村教育委員会と来年度の事業移行について協議を実施し、理解を得られた。 ◆一定数の参加者は確保できている。さらに参加者を増やす。	◆子どもの学習・生活支援事業への取り組み (奈半利町、その他町村1箇所)	◆開催場所(奈半利町以外)の検討 ◆支援員の確保	◆奈半利町にて開始(5/12) 毎週土曜日開催 参加者 159人(延べ)	◆子ども食堂との連携した開催日(第2、4)は一定の参加者があるものの、それ以外の開催日については参加者が少ないため、さらに周知が必要。	福祉指導課
40	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・34市町村、1学校組合 ・小学校 131校 204名 ・中学校 81校 223名	◆放課後等学習支援員配置状況 ・29市町村、1学校組合 ・小学校 107校 229名 ・中学校 74校 258名	◆授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置拡充 H28実績:85校 180名 ⇒ H29実績:170校 443名 ・中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 ・放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。	◆授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置拡充 H28実績:85校 180名 ⇒ H29実績:170校 443名 ・中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 ・放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・30市町村、1学校組合 ・小学校 122校 230名 ・中学校 77校 262名	◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。 計画 平均配置時間:6.8時間 現在 平均配置時間:3.7時間 一県・市町村単費を投じて調整中(4.9時間程度になる見込) 予算執行見込調査(8月)を行い、追加交付額を決定(10月)	◆放課後等学習支援員配置状況(5月末) ・29市町村、1学校組合 ・小学校 101校 153名 ・中学校 63校 124名	小中学校課	
41	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	<学習支援員事業> 個々の生徒の実態に応じたきめ細やかな指導を充実させるため、放課後や長期休業中の補力補習やチームティーチングによる授業で学習指導補助をになう学習支援員の配置を拡充する。	郡部校における支援員の確保。 教員免許を持たない支援員を雇用する例、支援員が免許外の教科を担当する例がどうしても出る。 上限時間の増加を望む多数の学校に対する対応。	・進学に重点を置く5校(南を除く)以外の32校(市立1校を含む)に配置 ・H30年末時点で32校延べ115名を配置し、5,163時間を実施 【成果】 ・学習支援員による放課後補力補習等の取組によって、学力定着把握検査でD3層に属する生徒が、三教科全体で2年生では第1回の635名(23.7%)から第2回では409名(15.8%)、1年生では第1回の854名(31.0%)から第2回では639名(23.6%)と大幅に減少している。	・中山間の学校を中心に、学習支援員を年度当初に確保することが難しい状況がある。 ・教員免許を持たない支援員が指導を担当することも多く、高校の英数国を教科の専門性の立場から指導することに課題がある。 ・中山間地域の学校では、生徒の学力層の幅が大きい一方で、教員数が限られており、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸ばしきれない。	<通常枠> ・進学に重点を置く5校(南を除く)以外の32校(市立1校を含む)に配置予定 ・H30年度予算の時間数 5,630時間(平成29年度と同じ) <中山間枠>(新設) ・中山間地域・郡部に位置する9校に配置予定 ・H30年度予算の時間数 450時間	・時間講師が配置されていない郡部の学校では、学習支援員の配置を希望するもの、地域内で確保できない事例がある。	<通常枠> ・30校延べ85名(教員免許 あり:63名、なし:22名)配置済 ・配置を希望する学校への学習支援員の配置率:93.8% ・配置の追加を希望する学校及び追加時数の調査完了。10月以降順次申請・認可予定。 ・学習支援員を活用した基礎学力定着のための取組が各校で実施されており、D3層生徒の減少が期待される。 <中山間枠> ・4校6名(教員免許 あり:3名、なし:3名)を配置済 ・進学希望者に対して個々に応じた指導が可能になっている。	・中山間地域の学校を中心に、依然として年間を通じて学習支援員の確保が難しい状況がある。	高等学校課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 29年度事業実績及び30年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D) 平成29年度	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D) (H30.9月末)	評価(C)	担当課室
				H29年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画	実施上の課題等			
42	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (和光寮) ・母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・ケース会議等の開催や情報交換 ・法テラスやハローワークの引率	(ちぐさ) ・入所世帯の増加に伴い支援体制の強化 ・入所事由の複雑多様化へ対応するための職員のスキルアップ ・県外を含めた広域的連携の推進 (和光寮) ・入所者の複雑多様化へ対応するための外部心理相談による職員のスキルアップ	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 15世帯38人 ・相談員研修参加 27回 ・心理療法相談回数 380回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 8名 (和光寮) ・入所世帯及び人数 8世帯26名 ・関係機関とのケース会実施4回 ・外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談実施(78回)	(ちぐさ) ・関係機関と連携することにより情報の共有ができた ・要支援者と心理職員や個別担当職員による面談回数が増え、支援の強化が計られた (和光寮) 関係機関と連携・共有する事ができ、そしてスーパーバイザーからのアドバイスにより支援に繋げることが出来た。	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (和光寮) 母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・要支援者の法テラス・安定所の引率や専門機関への紹介 (和光寮) 入所事由の複雑多様化により広域的な連携が必要	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ (和光寮) 入所者の複雑多様化により広域的な連携が必要	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 15世帯39人 ・相談員研修参加7回 ・心理療法相談回数108回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 3名 (和光寮) ・入所世帯及び人数 8世帯24名 ・関係機関とのケース会実施4回 ・外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談実施(35回)	(ちぐさ) ・関係機関との連携、情報共有により支援方法の多様化が計られた ・職員のマネジメント力向上を目指したステップアップ研修の受講に努めた。	児童家庭課
43	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	平成29年度県営住宅募集結果 第1回(H29.5) ひとり親世帯応募者数 49世帯 同当選者数 14世帯 当選倍率 3.5倍 第2回(H29.8) ひとり親世帯応募者数 57世帯 同当選者数 15世帯 当選倍率 3.8倍 第3回(H29.11) ひとり親世帯応募者数 45世帯 同当選者数 14世帯 当選倍率 3.2倍 第4回(H30.2) ひとり親世帯応募者数 40世帯 同当選者数 10世帯 当選倍率 4.0倍 第1回～第4回 合計 ひとり親世帯応募者数 191世帯 同当選者数 53世帯 当選倍率 3.6倍	平成29年度全4回における県営住宅の当選倍率は約7.0倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率は約3.6倍となっている。引き続き、抽選にあたっての優遇措置が実を結んでいることが確認できる。	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。 ◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	平成30年度県営住宅募集結果 第1回(H30.5) ひとり親世帯応募者数 48世帯 同当選者数 7世帯 当選倍率 6.8倍	平成30年度第1回における県営住宅の当選倍率は約7.0倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率は約6.8倍となっている。	住宅課	
44	4 日常生活支援の充実	援② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の周知を行うための市町村との連携	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付人数:1人(高知市1、県0)		◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。 ◆制度の周知を行うための市町村との連携	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付人数:0人(高知市を除く)		児童家庭課	